

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

				資料番号	10-1	担当課	長寿介護課
法令名	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法	根拠条項	4	許認可等の内容	戦没者の父母に対する特別給付金を受ける権利の裁定		
法令の定め (許認可等要件)							
○戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法第4条 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて都道府県知事が行う。							
受給要件 (法第2条)							
・ 戦没者の父母等であったこと							
ただし							
(1) 戦没者の死亡の当時、その戦没者以外の子も孫もいなかった者							
(2) 戦没者の死亡の当時、子又は孫を有しているが、その子・孫のすべてが戦没者の父母等と氏を異にしていた者 (昭和44年法律第61号から)							
(3) 戦没者の死亡の当時、子又は孫を有していたが、戦没者死亡により除籍された当時、その子・孫がいなかったか又はその子又は孫のすべてが戦没者の父母等と氏を異にしている者 (昭和55年法律第17号から)							
・ 一定の日 (基準日) において法第3条第5項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者							
・ 支給日までの間に氏を同じくする自然血族の子も孫も有するに至っていない者							